

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和7年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務	
②事務の概要	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望するもの（以下、「申請者」という。）が提出する申告特例申請書を収受・保管し申請者の居住する住所地の市区町村長へ申告特例申請情報を通知する。 具体的な事務内容は以下のとおり。 1. 申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 2. 申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 3. 申告特例を求めた者の住所地の市区町村に対する申告特例通知書の作成、送付	
③システムの名称	表計算ソフト（エクセルファイル）、ワンストップ特例申請システム、eLTAX（団体間回送機能）、.e-NINSHO オンライン申請管理サービス、SECUREDELIVER	
2. 特定個人情報ファイル名		
寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）申請者一覧		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表 項番24 ・地方税法附則第7条第5項及び第12項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	産業部産業政策課	
②所属長の役職名	産業政策課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	東海村産業部産業政策課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	表計算ソフト(エクセルファイル)、ワンストップ 特例申請システム、eLTAX(団体間回送機能)	表計算ソフト(エクセルファイル)、ワンストップ 特例申請システム、eLTAX(団体間回送機	事前	令和5年1月に新システム導 入予定のため
令和4年11月16日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの	[○]委託しない	[]委託しない 十分である	事前	令和5年1月に新システム導 入予定のため
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年7月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年7月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I .1.③ システム名称	表計算ソフト(エクセルファイル)、ワンストップ 特例申請システム、eLTAX(団体間回送機	表計算ソフト(エクセルファイル)、ワンストップ 特例申請システム、eLTAX(団体間回送機	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年1月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項、第3項、別表第一項番16 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第16条 ・地方税法附則第7条第5項、第12項	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表 項番24 ・地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業	-	2)十分である 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロ セスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミス が発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		3)権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か		[十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行 うことができる端末、職員、参照範囲が必要最 小限となるようアクセス制限を行っており、か つ、定期的にアクセスログの確認を行ってい る。また、アクセス権限の所有者には、事務取 扱担当者研修において離席時のログアウト徹 底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対 策を講じている。	事後	新様式対応
令和7年6月19日	表紙 公表日	令和7年3月29日	令和7年6月19日	事前	基幹業務システムの統一・標 準化に向けた再実施
令和7年6月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東海 村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東 海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	